

留 衛 監 第 1 1 号
令和 2 年 6 月 1 1 日

留萌南部衛生組合
組 合 長 中 西 俊 司 様

留萌南部衛生組合
監査委員 益 田 克 己
監査委員 前 崎 正 弘

令和 2 年度（令和元年度）定期監査の結果報告について
地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項
の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。
なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた
ときは、同条第 1 2 項の規定により、その旨を通知願います。

（ 監査事務局 監査係 ）

令和 2 年度

監査報告書

定期監査

留萌南部衛生組合監査委員

令和 2 年 6 月

定期監査報告

1 監査の対象

留萌南部衛生組合

2 監査の実施期間

2020年4月17日から6月12日

3 監査の範囲

令和元年度に支出した使用料及び賃借料の支出事務

4 監査の着眼点

留萌南部衛生組合の使用料及び賃借料の支出事務全般を把握し、
合規性、効率性などの視点から総合的な評価を行った。

5 監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、あらかじめ監査範囲の関係書類及び帳簿
等の提出を求め、関係書類及び諸帳簿を監査するとともに、必要に応
じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

6 監査の結果

調査書等による支出業務の状況

事務の内容を把握するために作成した調書7件は次のとおりであ
る。

委託事業名	契約金額(円)	契約根拠法令(地方自治法施行令)
カラー電子複写機	1,814,400	第167条第1項第2号
南部衛生組合公用車(フィールダー) (随意契約)	79,488	第167条の2第1項第6号
南部衛生組合公用車(フィールダー) (長期継続契約)	2,300,400	第167条第1項第2号
留萌南部衛生組合用公用車(サクシード)	1,438,560	第167条の2第1項第6号
土地賃貸借(衛生センター)	28,836	第167条の2第1項第2号

委 託 事 業 名	契約金額(円)	契約根拠法令(地方自治法施行令)
留萌南部衛生組合事務所用パーソナルコンピュータ(指名競争入札)	695,952	第167条第1項第2号
留萌南部衛生組合事務所用パーソナルコンピュータ(随意契約)	221,760	第167条の2第1項第5号

支出業務の監査結果

監査の結果、事務処理の過程・内容については、概ね適正と認めるが、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき個別事項については、6月16日に実施した講評の中で指導しており記述を省略する。

契約書の作成について

契約書について、必要な条項が削除されているもの、必要な条項が記載されていないもの、一部誤記載が見受けられた。

契約書は、発注者と受注者間の債権・債務の関係や、相互の履行条件を定めた重要な文書であり、支出を行う上で根拠となることから、その作成にあたっては、契約の締結が法律行為そのものであることを念頭におき、記載内容の確認を徹底され、適正な契約書の作成を要望する。

各種書類の作成及び保管について

契約事務開始の決定から契約締結・検査に至る各種書類の作成について、添付書類の未添付、記載事項の誤記載・選択漏れが散見されたほか、物件承認申請書について、提出期日が遵守されていない等、参加者側の不備も見受けられた。

それぞれの契約事務が正当に執行されていることを証明するためにも、関係書類を適切に取り扱い、保管することが必要である。

また、口頭による処理を行った際は、その内容を適切に記録しておくことを心掛けられたい。

事務決裁区分について

見積書徴取、入札執行において、執行者は「事務局長」とすべき

ところを「事務局長」と「事務局次長」の2名としていた。

事務決裁の権限については、留萌南部衛生組合事務決裁規則に則した適正な事務処理を図られたい。

予定価格の設定について

留萌南部衛生組合契約規則第15条第1項、同規則第28条第2項の規定により予定価格調書の作成は省略できるが、予定価格の設定は省略できないものであり、適正な事務処理を要望する。

その他

公平性かつ公正性を保つため、入札参加にあたり質問状の提出があった際の回答については、記録を残し、質問と回答の内容を入札参加予定者全員に周知していただきたい。

7 まとめ

本年度の定期監査において、使用料及び賃借料の支出事務全般を把握し、合規性や効率性などの視点から総合的に監査を行ったところ、概ね適正な事務処理であることを確認した。

また、前回（平成28年度）実施した同様の定期監査に比べ、改善されているものと思われ、貴組合職員の努力の成果を認めるところである。ただし、一部、改善が必要と思われる箇所が確認されたので、速やかな対処をお願いしたい。

今後の事務処理においても、地方自治法第2条第14項に規定されている、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、その重要性を再認識し、公平で公正な効率の良い事務処理に努められたい。